

木造住宅耐震化促進事業のご案内



近い将来起こると予想される南海トラフの巨大地震に備え、木造住宅の耐震化を進めるために耐震診断、改修工事などに助成します。また、耐震診断の結果、評点が1.0未満と判定された住宅について簡易な補強計画に要する経費を新たに新設いたしました。

耐震改修などを検討・実施していただき、耐震性の向上を図ることにつながっていくことが、この事業の目的です。

木造住宅耐震診断支援事業

- **補助要件診断対象となる建物**（佐那河内村内の次の要件をすべて満たす木造住宅）
 - 1) 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅（併用住宅、共同住宅、長屋、借家も対象です）
 - 2) 在来軸組工法、伝統工法および枠組壁工法により建築された住宅
 - 3) 現在、居住している住宅または、村長が移住推進に資するものと認める木造住宅に移住するもの
 - **受付戸数** 5戸（先着順）
 - **自己負担金** 建物1戸当たり 3,000円
- ※徳島県に登録している耐震診断員（建築士）が訪問し、2時間程度、内部や周辺の調査を行います。

木造住宅耐震補強計画事業

- **対象となる住宅** 実施した耐震診断で評点が1.0未満と判定された住宅
 - **事業内容** 耐震性を向上させる補強方法及び概算工事費などの提案を行う、簡易な補強計画
 - **受付戸数** 5戸（先着順）
 - **自己負担金** 建物1戸あたり 無料
- 耐震診断支援事業申込み時点で、補強計画事業も行えるようになりました。昨年度までに耐震診断支援事業を受けられた人も無料で補強計画を行えます。

耐震診断結果をうけ改修工事等を行いたい場合

木造住宅耐震改修支援事業

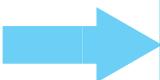
- **補助要件**（次の要件をすべて満たす木造住宅）
 - 1) 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅
 - 2) 実施した耐震診断で、評点が1.0未満と診断されたもの
- **補助対象工事**
 - 1) 家具の固定（必須）
高さ1.5m以上の固定されていない家具について全てを固定する工事
 - 2) 改修後の評点を1.0以上とする耐震改修工事
 - 3) 感震ブレーカ（分電盤タイプに限る）を設置しなければならない
- **受付戸数** 3戸（先着順）
- **補助額** 補助対象経費の4/5以下で上限130万円（千円未満切り捨て）

施工例



筋交いや金物、火打ちで強化

家全体を改修したい



スマート化支援事業

耐震化と
合わせて
ICT、AI化
工事を実施



●補助要件

- 1) 耐震改修支援事業または耐震シェルター設置支援事業と併せておこなう。

●補助対象工事

- 1) ICTやAIを活用した設備を設置するスマート化工事
(例) 見守り機能付きトイレの設置
見守りセンサーの設置
地震計の設置
ICTやAI工事に併せて省エネルギー化工事やバリアフリー化工事などのリフォームも対象にすることができます。

●受付戸数

2戸

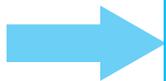
●補助額

補助対象経費の2/3以下
で上限30万円
(千円単位切り捨て)



耐震シェルター設置支援事業

地震は怖い
けどおが
かりな耐震
化はすぐ
にできない



●補助要件

- 1) 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅
- 2) 実施した耐震診断で、評点が1.0未満と診断されたもの

●補助対象工事

- 1) 家具の固定(必須)
高さ1.5m以上の固定されていない家具について全てを固定する工事
- 2) 耐震シェルターの設置
- 3) 工事中の写真の提供などモニターとしての協力

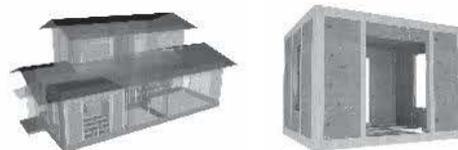
●受付戸数

1戸

●補助額

補助対象経費の4/5以下
で上限80万円
(千円未満切り捨て)

施工例



住宅の住替え支援事業

思い切って
建替えたい



●補助要件

- 1) 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
- 2) 実施した耐震診断で、評点が0.7未満と診断されたもの
- 3) 現在居住している住宅

●補助対象工事

- 1) 住宅の建替えまたは他所(村内)へ住み替えるために住宅の全てを除去する工事

●受付戸数

1戸

●補助額

補助対象経費の2/5以下で
上限30万円

※耐震改修工事などは、県の登録施工者が施工するものに限りです。

木造住宅耐震化促進事業の
お申し込みは、申請書、
添付書類を添えて

4月15日~12月28日まで

(申込先着順)

● 申込書、申込先 建設課 住宅担当 ●